

東北歴史博物館ミュージアムショップ運営要領

第1 施設の概要

1 東北歴史博物館の概要

- (1) 施設名称 東北歴史博物館
- (2) 所在地 多賀城市高崎1丁目22番1号
※ミュージアムショップ設置場所は、別添図のとおり。
- (3) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで（観覧券発券時間は午後4時30分まで）
- (4) 休館日 毎週月曜日（祝休日の場合は翌営業日）
年末年始（12月29日～1月3日）
その他、施設管理上、特別に閉館する日

2 ミュージアムショップの概要

- (1) 所在地 東北歴史博物館（多賀城市高崎1丁目22番1号）1階（※別添図のとおり）
- (2) 店舗面積 52.81㎡（売り場47.57㎡、倉庫5.24㎡）
- (3) 使用上の制限
 - イ 運営事業者は当該施設を東北歴史博物館（以下「博物館」という）が承認した用途以外の利用に供してはならない。
 - ロ 当該施設は、管理者としての注意をもって維持保全に努めなければならない。
 - ハ その他、博物館より決められた使用制限等を遵守しなければならない。

第2 ミュージアムショップの概要

- (1) 店舗名称 「東北歴史博物館ミュージアムショップ」
- (2) 営業時間 東北歴史博物館（以下、「博物館」という。）開館の日の午前9時30分～午後5時
- (3) 目指すべき姿

ミュージアムショップ（以下、「ショップ」という。）は、博物館の魅力を高め、歴史・文化の普及を図るための施設である。博物館や常設展・特別展の印象は、ショップの品ぞろえやパッケージデザイン、什器、販売員の接遇や売り場の雰囲気なども大きく影響する。

宮城・東北の歴史・文化を楽しみながら体感できる博物館として、新しい発見と学びを創造することをコンセプトとするショップとして、日常生活、人生を楽しく豊かにする商品を提供することを目指す。

(4) 求める機能

ショップは、来館者の利便性や満足度を高め、教育効果を深める重要な機能を持っている。下記に示す4つの機能及び1つの役割を担保しつつ、事業者のスキルやノウハウを生かした効果的な運営と、博物館と連携した柔軟な事業展開を求めるもの。

①展示に関連した知識・教養を高める機能

博物館の使命として行っている展示・公開と連動して、常設展・特別展の図録や関連書籍等を取扱い、展示品に関する知識や教養を深め、補完する。

②歴史や文化財等に関する普及啓発を図る機能

博物館収蔵品に関するグッズや図録等を取扱い、博物館の教育事業等の理解をより深め、教育的普及・啓発を図る役割を担う。

③博物館・多賀城跡の魅力を高める機能

デザイン性、オリジナル性の高い商品やユニークな商品を企画・製作することで、歴史・文化への興味・関心や博物館全体の魅力が高まり、ブランド力の向上に寄与する作用を持つ。

④開かれた博物館としてのアメニティの機能

ショップは、もう一つの博物館展示室として、歴史・文化に気軽に触れ、立ち寄ることができる居心地の良い空間を提供する役割を担う。

⑤公共施設内で運営する施設としての役割

公共施設内で運営する施設であることを鑑み、その役割について十分認識した上で運営にあたること。

- (5) 営業開始日
博物館と協議の上、決定すること。
- (6) 店舗場所及びレイアウト
別添図のとおり

第3 運營業務に関する事項

- (1) ショップの運營業業者は、「教育財産目的外使用許可」を取得し運営する。
 - ①使用許可の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
 - ②使用料
宮城県の「公有財産規則」及び「公有財産事務取扱規程」に基づき別途定める。
(参考) 令和6年度使用料 年額約120万円
※一部減免となる場合があります。(要申請)
- (2) 経費負担
運営に関する光熱費は別途徴収する。
- (3) 権利譲渡等の禁止
使用許可物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできない。

第4 営業条件

- (1) 販売品目
 - ①博物館の展示・催事に合わせた商品の販売をすること。
また、博物館と協議の上、オリジナル商品の販売も可能とする。
 - ②博物館と別途委託契約を締結した上で、博物館が提供する図録を販売すること。

第5 ショップの運営に関する条件

- 1 受注者は、事業目的を遵守し、運営を行うこと。
- 2 この要領に従い、適正に運営すること。
- 3 館内禁煙のため、ショップ内も同様に禁煙とする。
- 4 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日
博物館の開館日は必ず営業するものとする。ただし、やむを得ず臨時休業等する場合は、博物館に、事前に書面で報告するとともに、来館者へ事前に周知すること。
 - (2) 営業時間
午前9時30分から午後5時までとする。
博物館の閉館日、閉館時間中の営業は原則禁止とする。ただし、博物館から使用許可を受けた場合は、この限りではない。
 - (3) その他
月ごとの開店予定表を、前月末までに博物館に提出しなければならない。(様式任意)

第6 販売商品に関する条件

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止とする。
- 2 博物館の展示・催事に合わせた商品を販売すること。
(事業目的に沿わない、商品の販売は認められない。)
- 3 酒類・たばこの販売は禁止する。
なお、原則飲食物の販売は禁止であるが、必要に応じ博物館と協議し決定することができる。
- 4 騒音、その他博物館内施設に、影響を与える商品の販売を禁止する。
- 5 国内外からの観覧者向けに、多言語化の対応を行うこと。
- 6 支払いについては、現金の他、キャッシュレス決済(クレジット・電子マネー等)に対応すること。なお、釣銭の両替について、東北歴史博物館では一切関知しない。

第7 図録等販売委託業務について

- 1 博物館が提供する図録の販売を行う。
- 2 図録販売のため、博物館と販売委託契約を別途、契約しなければならない。
- 3 受注者は、博物館が提供する図録を当館が指定する価格で販売し、博物館が毎月指定する日までに、図録の販売数量及び販売金額について報告すること。
- 4 博物館は、受注者が報告した図録の冊数に応じ、手数料を差し引いた代金を記載した納入通知書を発行する。受注者は指定された日までに、博物館へ図録代金を納入しなければならない。
- 5 図録の販売については、通信販売での対応を行うこと。
- 6 図録の在庫については、事業者の責任において適正に管理すること。
- 7 博物館は、適宜、図録の在庫状況について、検査を行う。

第8 業務運営開始前までに行う必要な手続き等について

- 1 営業の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等を、事業者の費用負担で行い、その結果を、業務運営開始1か月前までに博物館へ報告すること。
- 2 業務運営開始日、1か月前までに、下記について博物館へ提出するとともに承認を得なければならない。なお、営業開始後、下記の内容を変更する場合も同様とする。
 - (1) 業務体制（運営責任者、業務従事者名簿、従事者数、勤務形態表等）
 - (2) 緊急連絡体制
 - (3) 販売商品及び価格表
- 3 1か月前までに、博物館へ「使用許可」を申請するとともに、業務運営開始前までに許可を受けなければならない。

第9 その他運営に関する遵守事項

- 1 公共施設内のショップであることを十分認識するとともに、来館者に必要なサービスを行うこと。
- 2 ショップ運営に関する問い合わせについては、事業者において対応すること。
- 3 ショップ運営に係る苦情等について、博物館は一切責任を負わない。
- 4 ショップで発生した廃棄物（不燃・可燃・資源・粗大ゴミ等）については、事業者の責任と費用負担で処分すること。
- 5 業務状況の報告
 - (1) 毎月の収支実績を含む営業実績報告書を、博物館の所定様式（別添様式2）で、翌月15日（休日の場合は翌日）までに、博物館に報告すること。
 - (2) その他、博物館の求めに応じ、ショップの運営業務に関する資料を提供すること。

第10 その他施設に関する遵守事項

- 1 ショップの周囲に、工作物や自動販売機等を設置することは禁止する。
- 2 ショップ内の増築、改築、内壁の色等の修繕・変更を禁止する。ただし、軽微なものについては、博物館と協議の上、決定する。
- 3 ショップ内のポスター、貼り紙、看板等の掲示は、公共施設であることを鑑み、節度をもった対応とすること。
- 4 ショップ外へポスター、貼り紙、看板等の掲示は認められない。ただし、博物館の目的外使用許可を得た上で行う場合は、この限りではない。
- 5 全館警備の関係上、午後7時までに、「使用許可」を受けた全ての物件について、施錠し退館すること。
- 6 館内施設・設備の保守のため、営業時間外、休館日等に、施設管理者が事前の通告なく立ち入る場合がある。
- 7 防火管理及び事件事故等緊急時の対応
 - (1) 火元責任者を配置し、従業員をはじめとする関係者に防火管理の徹底を図ること。
 - (2) 災害時に備え、消火器及び消火栓等の消防設備や避難経路を把握し、火災時の初期消火やシ

- ショップの来客の避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。
- (3) ミュージアムショップの職員は、博物館で毎年2回開催される避難訓練に参加すること。
 - (4) 事件・事故が発生した場合は、直ちにその旨を博物館に報告するとともに、速やかに解決のための策を行うこと。また、事後、遅滞なく書面により報告を行うこと。
 - (5) 災害時もしくは博物館が緊急と認めた場合においては、ミュージアムショップの運営について博物館の指示に従うこと。

第1 1 その他事項

- 1 業務の開始及び終了に関する必要な手続きは事業者が全て行うこと。
- 2 店舗並びに倉庫への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については博物館の指示に従うこと。
- 3 販売商品等の搬出並びに廃棄物等の搬出時間及び経路については、博物館の指示に従うこと。
- 4 博物館からの指示のほか、消防署の立ち入り検査等における指示については必ず従うこと。
- 5 博物館による電気設備の法定点検及び工事等に伴い、停電させる必要がある場合は、事前に日時等を通知の上、実施するのでそれに従うこと。なお、博物館は停電に伴う補償は一切行わない。
- 6 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合はその都度協議し、決定する。

【参考資料】

1 東北歴史博物館の概要

- (1) 施設名称 東北歴史博物館
- (2) 所在地 多賀城市高崎1丁目22番1号
※ミュージアムショップ設置場所は、別添図のとおり。
- (3) 開館日 平成11年10月9日
- (4) 敷地面積 77,144.07㎡
- (5) 規模構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
本館 地上3階地下1階
別棟 地上1階
その他、敷地内に古民家・陶芸窯収納小屋
- (6) 延床面積 15,446.11㎡
※詳細は、添付図面のとおり
- (7) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで（観覧券発券時間は午後4時30分まで）
- (8) 休館日 毎週月曜日（祝休日の場合は翌営業日）
年末年始（12月29日～1月3日）
その他、施設管理上、特別に閉館する日

2 開館日数・利用者数等の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	37,743人	154,654人	106,440人	154,645人
開館日数	251日	288日	283日	283日
閉館日数	114日	77日	82日	82日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、開館日数が例年より減少。

3 展示事業概要

- (1) 約3万年前の後期旧石器時代から昭和の高度経済成長期までの東北地方全体の歴史・文化を取り扱う**常設展示**
- (2) 時代や地域の広がりを的確に表し、一定のまとまりのある資料群を集中的に展示する**テーマ展示**
- (3) 無形の民俗事象（行事・芸能）の記録をオリジナル映像で上映する**映像展示**
- (4) 江戸時代中期の建築である母屋をはじめとした農家の屋敷の実物展示として、石巻市（旧北上町）から移築した**今野家住宅**
- (5) 年間2～3回開催する**特別展**
令和6年度特別展の入館者数
 - ・シルクロード展（会期：R6.4.9～6.9） 71,439人
 - ・和食展（会期：R6.7.6～9.23） 33,845人
 - ・多賀城1300年（会期：R6.10.12～12.15） 13,000人
- (6) 教育普及のための館内施設
 - ・こども歴史館
 - ・図書情報室
- (7) 催事の開催
館長講座、博物館講座（資料購読講座・古文書講座・考古学講座）、体験教室、多賀城跡巡り民話を聞く会、その他体験イベント など